

寝屋川市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

厳しい雇用情勢に対応するため、大阪府をはじめハローワーク・労働関係機関との連携の強化を図るとともに、産業振興による地域経済の活性化と雇用の確保・創出の一体的な施策の展開に努め、雇用の確保・拡大に取り組んでまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

従来から、「大阪雇用対策会議」の取り組みを踏まえ、地域に根ざし地域に即した雇用・就労支援の充実に努めてまいりました。今後におきましても、支援事業の効果的な実施に努め、雇用・就労環境の改善に向けた施策の強化を図ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

就労支援事業の充実に向け、庁内関係機関との連携を図りながら、地域就労支援センターでの就労相談や情報提供、ITセミナー等の能力開発事業を実施するとともに、枚方・交野・寝屋川の三市合同就職面接会の開催を通じて、雇用・就労支援の強化や労働施策の充実に努めております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令については、市広報・ホームページでの周知をはじめ、企業・経営者団体等に趣旨が徹底されるよう情報提供や啓発に努めております。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

ご要望の総合評価入札制度は実施していない状況ですが、委託事業に係る最低賃金の確保や労働関係法の遵守については仕様書の中に明記しております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨が周知されるよう、企業や市民への情報提供・啓発に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

産業振興センター（にぎわい創造館）における経営支援アドバイザーを活用しての経営相談や産学連携への支援、産業関係機関の支援情報の提供等を通じて取り組みを進めており、今後におきましても産業振興センターの機能強化を図り、市内の産業振興に努めてまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致については、関係機関と連携を図りながら、調査・研究や情報提供に努めてまいります。

- (3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。
- ① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

中小・小規模企業者の経営の維持・安定に向け、利子補給等の支援を行い、資金需要に対応しております。

- (3)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

専門性の高い物件を除き、土木・建築・電気・管・舗装の5業種をはじめ多くの工事は市内業者に発注するとともに、委託や物品購入につきましても市内の業者に優先的に発注しております。

- (4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

受注業者に向け、「寝屋川市発注工事の受注にあたっての適正な施工体制の確保に関する留意事項」を市のホームページ上に掲載し、その中で下請業者に種々の配慮を行うよう喚起しております。

3. 行財政改革施策

- (1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革の取り組みにあたりましては、簡素で効率的な行財政システムの構築、市民参加の推進、行政の公正・透明性の向上を基本目標に改革の推進に取り組むとともに、組織及び財政の運営や人材活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行してまいります。

- (2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。
- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、行財政環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、行政サービスの向上を図るため、市民の理解と協力のもと、適宜見直しを行いながら行財政改革の推進を図ってまいります。

情報公開につきましては原則公開を基本とし、不開示とする場合は不開示理由を明記し、市民への説明責任を果たすよう努めております。

また、必要な協議を行い、全庁的な取り組みとして行財政改革を推進していくよう努めております。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

単なる一般財源負担の転嫁とならないよう、行政サービスに必要な財源の確保を要望するなど、適切に対応してまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方分権改革における地方税財源の見直しにつきましては、標準的な市民サービスの提供に必要な一般財源の確保という観点を踏まえ、見直しが地方への安易な赤字転嫁にならないよう、大阪府等関係機関を通じ要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制につきましては、かかりつけ医の推進及び病診連携の推進を図っております。

救急医療につきましては、初期救急医療体制を確保するために、北河内夜間救急センターにおける準夜帯での小児救急体制の整備、休日診療所における急患への適応体制を整えております。小児科・産科における救急医療体制につきましては、北河内二次救急医療協議会を通じ、引き続き体制の確保に努めてまいります。

医療機関（病院）における医師・看護師等の人員配置等については、今後も大阪府寝屋川保健所が指導を行ってまいります。また、産科医・小児科医等の不足につきましては、医療スタッフの充実を図るため、市長会を通じて国・府に要望しています。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護人材の育成に関しては、事業所連絡会（ネットワーク会議）等を通じて啓発に努めていきます。

労働関係法令等の遵守につきましては、大阪府をはじめ労働関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害者自立支援法の円滑な運営のため、平成20年7月から利用者負担の軽減（上限額を1/8に、及び世帯範囲の見直し）が行われました。さらに平成21年度から利用者負担の軽減策の延長と資産要件を撤廃するなどの見直しが行われることとなりました。今後とも、利用者が必要なサービスを利用できるよう府を通じて要望してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

メンタルヘルスにつきましては、正しい知識をもってもらうため、広報紙やホームページ等を通じて啓発普及に努めております。また、関係機関と連携を図りながら健康づくり保持増進施策を推進しております。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消
- ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

（一括回答）

(1)①②について、保育所の民営化により対応してまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

（回答）

地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関が連携し子育て相談や講座などの事業について総合的な情報提供を行うとともに、子育てに不安を抱える家庭に対して訪問等のサポートに取り組んでいます。また、関係機関の連携を強化するため、寝屋川市子育て支援センター等連絡会議を設置しており、今後さらなるネットワークの拡充を図ってまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

（回答）

限られた財源や人員のなかで保育所運営の効率化に努める必要があり、市の保育水準の維持・向上を図るなかで人員配置の適正化に努めるとともに、人材育成のための研修の実施にも取り組んでまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

（回答）

小学校の警備員につきましては平成21年度も配置してまいります。

また、地域社会のなかで子どもたちが心豊かで健やかに育つよう、平成19年度から放課後子ども教室推進事業を実施しています。地域の方々の協力のもと、全市立小学校において、主に土曜日の午前中や水曜日の放課後に開設しているところです。今後も充実に努めていきます。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

小学校1・2年生の35人学級編制につきましては、平成19年度より府の施策として実施しております。

各学校では、「総合的な学習の時間」において、地域人材を活用した体験学習や全中学校で職場体験学習を進めており、今後もこのような取り組みの充実を図ってまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待問題対策につきましては、大阪府中央子ども家庭センター・保健所・市の保健福祉部・教育委員会などで構成されている要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークを強化し、相談・支援の体制整備と機能強化を図るとともに、児童虐待防止法改正に伴い「虐待防止マニュアル」を改訂し、児童虐待対応の充実に努めてまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の策定について検討してまいります。また、大阪府配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携をより一層深め、配偶者からの暴力の被害者への適切な対応に努めてまいります。

相談窓口の設置など配偶者暴力防止法の内容についても、周知に努めてまいります。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

平成14～22年度の9年間を計画期間とする「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し施策の推進を図るとともに、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」策定の取り組みを進めてまいります。

「男女共同参画プラン」の推進にあたっては、各所管課とより一層連携・協力を図り、取り組みの活性化に努めてまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

第二京阪道路の完成に向け、市域のアクセス道路を整備し、交通環境の改善を図ります。

公共交通利用の推進につきましては、平成15年度から公共交通不便地域等に路線バスを運行し、地域住民の利便性の向上を図るとともに（平成20年度木屋ルート運行開始）、円滑な移動を促進するため事業者にはノンステップバス等の導入を要望しております。

「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に基づき、市役所の全事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めております。

また、環境家計簿の普及・啓発を通して、家庭からの温暖化対策にも取り組んでおります。今後も啓発活動に努めてまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量化・リサイクルの推進に努めております。

食品廃棄物の削減については、ごみの排出総量の抑制を図るなかで推進しております。また同廃棄物をバイオなどで有効活用するための取り組みについては、調査・研究を進めてまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害による被害を最小限に抑えるため、「市地域防災計画」に基づき、防災関連施設の

計画的な整備及び防災機能の充実を図っております。学校施設の耐震化につきましては、最重点事業とし計画的に実施してまいります。

今後も、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、総合的な防災体制の確立に努めてまいります。

また住宅の耐震診断補助については平成10年度より、耐震改修補助については平成20年度より実施しております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

治安対策を強化するため、大阪府警などの関係機関と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

また、地域の方々の協力で組織していただいている「子どもの安全見守り隊」による、登下校時の見守り活動や地域パトロールカーによる巡回パトロールを引き続き実施してまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

朝市や学校給食におきまして、新鮮で安心・安全な地元農産物を提供し、地産地消を推進しているところです。今後も引き続き、取り組みの強化を図ってまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害による被害者を実効的に救済するため、市長会を通じ、大阪府とともに法の整備を国に要望しています。

人権啓発活動については、本市「人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に則り推進してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

非核平和都市宣言の趣旨に則り、恒久の平和に対する意識の高揚と定着化を図ってまいります。また、今一度「戦争の悲惨さ」「平和の尊さ」を市民とともに考え、争いのない平和で豊かなまちづくりに努めてまいります。